

日行連発第668号  
令和3年8月27日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度について（周知）

医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）が改正され、特定の機能を有する薬局の認定制度（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）が令和3年8月1日より施行されましたので、お知らせいたします。詳細は、厚生労働省ホームページ及び申請先の各都道府県のホームページをご覧ください。

以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県知事の認定により名称表示を可能とするものです。（1年ごとの更新）

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（地域連携薬局）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【厚生労働省ホームページ】

- ・認定薬局について（令和3年8月施行）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakkyoku\\_yakuzai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html)

以上